

平成 26 年 3 月
関西広域連合議会定例会議案
(連合長提出)

目 次

頁

第 1 号議案	平成 26 年度関西広域連合一般会計予算の件	1
第 2 号議案	平成 25 年度関西広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の件	3
第 3 号議案	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例制定の件	5
第 4 号議案	関西広域連合広域計画変更の件	6

第 1 号議案

平成 26 年度関西広域連合一般会計予算の件

平成 26 年度関西広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,475,925 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 26 年 3 月 1 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 932,098
1 負 担 金		932,098
2 使用料及び手数料		109,070
1 手 数 料		109,070
3 国 庫 支 出 金		430,516
1 国 庫 支 出 金		430,516
4 寄 付 金		1
1 寄 付 金		1
5 繰 入 金		1
1 基 金 繰 入 金		1
6 繰 越 金		1
1 繰 越 金		1
7 諸 収 入		4,238
1 預 金 利 子		1
2 雜 入		4,237
歳 入 合 計		1,475,925

歳 出

款	項	金額
		千円
1 議 会 費		13,807
	1 議 会 費	13,807
2 総 務 費		334,849
	1 総 務 管 理 費	254,688
	2 企 画 調 整 費	79,501
	3 選 挙 費	164
	4 監 査 委 員 費	496
3 広 域 防 災 費		21,111
	1 広 域 防 災 費	21,111
4 広域観光・文化振興費		32,309
	1 広域観光・文化振興費	32,309
5 広 域 産 業 振 興 費		46,899
	1 広 域 産 業 振 興 費	40,659
	2 農 林 水 產 振 興 費	6,240
6 広 域 医 療 費		871,216
	1 広 域 医 療 費	871,216
7 広 域 環 境 保 全 費		38,399
	1 広 域 環 境 保 全 費	38,399
8 資 格 試 験 ・ 免 許 費		108,030
	1 資 格 試 験 ・ 免 許 費	108,030
9 広 域 職 員 研 修 費		4,304
	1 広 域 職 員 研 修 費	4,304
10 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
11 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,475,925

第 2 号議案

第 2 号議案

平成 25 年度関西広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の件

平成 25 年度関西広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,744 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,218,511 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 3 月 1 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 781,323	千円 86,296	千円 867,619
	1 負 担 金	781,323	86,296	867,619
3 国 庫 支 出 金		318,690	△91,596	227,094
	1 国庫支出金	318,690	△91,596	227,094
7 諸 収 入		6,703	△3,444	3,259
	2 雜 入	6,702	△3,444	3,258
歳 入 合 計		1,227,255	△8,744	1,218,511

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 337,328	千円 1,169	千円 338,947
	1 総務管理費	255,500	12,353	267,853
	2 企画調整費	81,168	△11,184	69,984
3 広 域 防 災 費		17,101	△1,372	15,729
	1 広域防災費	17,101	△1,372	15,729
5 広 域 産 業 振 興 費		40,604	△12,806	27,798
	1 広域産業振興費	38,247	△11,913	26,334
	2 農林水産振興費	2,357	△893	1,464
6 広 域 医 療 費		633,520	9,424	642,944
	1 広域医療費	633,520	9,424	642,944
7 広 域 環 境 保 全 費		26,458	△986	25,472
	1 広域環境保全費	26,458	△986	25,472

第 2 号議案

9 広域職員研修費		4,139	△173	3,966
	1 広域職員研修費	4,139	△173	3,966
10 予 備 費		5,000	△4,000	1,000
	1 予 備 費	5,000	△4,000	1,000
歳 出 合 計		1,227,255	△8,744	1,218,511

第 3 号議案

第 3 号議案

関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 1 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 9 号

関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 2 号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

第 4 号議案

第 4 号議案

関西広域連合広域計画変更の件

関西広域連合広域計画の全部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 第 3 項の規定により、議決を求める。

平成 26 年 3 月 1 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合広域計画の全部を次のとおり改める。

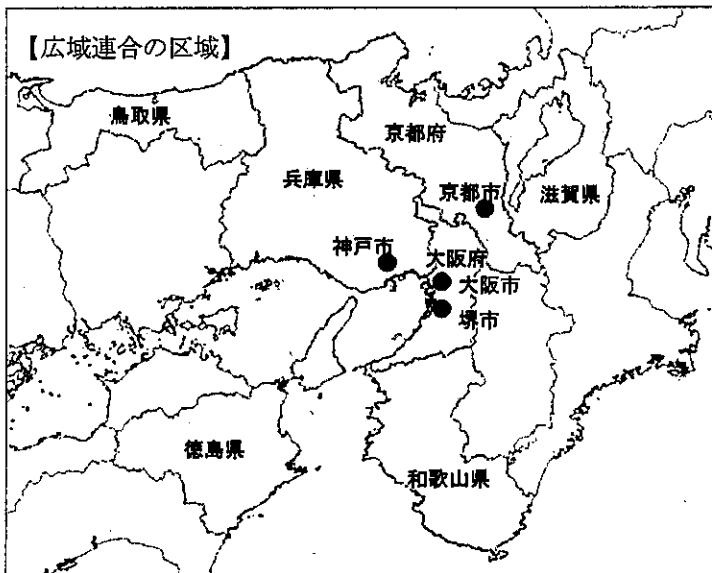
関西広域連合広域計画

第 1 広域計画の改定にあたって

1 設立の趣旨

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を創り上げていくために、志を同じくする滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の 2 府 5 県により平成 22 年 12 月に設立された。平成 24 年 8 月には、関西圏の 4 政令市（以下、「構成指定都市」という。）すべてが加入し、府県レベルの権能・事業執行力が充実された。（以下、2 府 5 県 4 政令市を「構成団体」という。）

これにより、関西全体の広域行政を担う責任主体が確立され、国の出先機関の事務・権限の受け皿として国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体としてスリムで効率的な行政体制へ転換し、関西が全国に先駆けて地方分権の突破口を開きリードしていくことを目指す体制が構築・強化された。



【域内の概要】

人口 : 2,088 万人（全国の 16%）「平成 22 年国勢調査」

面積 : 31,058km²（全国の 8%）「平成 24 年全国都道府県面積調」

総生産 : 782,764 億円（全国の 16%）「平成 22 年度県民経済計算」

第4号議案

2 設立3か年の総括

広域連合は、設立当初から3か年で、早期に実現可能な事務から取り組むこととし、7つの広域事務（広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）を実施するとともに、国に対し、国の出先機関の事務・権限の移譲を求め、地方分権改革の推進に取り組んできた。

また、これに加えて、関西における広域的な課題にも構成団体一丸となって積極的に取り組んできた。

(1) 広域事務

7つの広域事務については、平成24年3月に各分野別の広域事務計画（以下、「分野別計画」という。）を策定し、この計画に基づき、取組を本格化させ、以下のとおり成果を挙げてきた。

(広域防災)

- 東日本大震災時に、連合委員会で方針決定したカウンターパート方式に基づき、きめ細かい被災地支援を実施し、迅速かつ機動的で持続性を持った責任ある支援を実現できることから、被災自治体等から高い評価を得た。また平成23年台風第12号災害等の実災害に係る広域対応を行った。
- 災害発生時における対応シナリオ等を定めた関西広域応援・受援実施要綱を策定し、広域応援体制を強化し迅速な対応を実現するための広域応援訓練を実施した。あわせて、企業・団体等と災害時の支援協定を締結し、平常時からの連携体制確保に努めた。
- 原子力防災の推進にあたり、原子力事業者との覚書の締結や国の協議会への参画を図るとともに、広域避難体制の確立に向けた取組を推進した。

(広域観光・文化振興)

- 関西ブランドを世界へ発信するため、「KANSAI国際観光YEAR」の実施及び東アジア・東南アジアへのトッププロモーションを実施し、関西をさらに魅力ある観光圏として海外向けPRができた。
- 関西全体の文化振興を進めるため、中長期的な目標や方向性等を含めた包括的な指針として、関西広域連合文化振興指針を策定した。

(広域産業振興)

- 産業クラスターの連携や公設試験研究機関の連携、合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施、新商品調達認定制度による中小企業者の新事業創出支援など、関西経済の活性化に向けた取組を実施した。
- 農林水産業を関西の産業分野の一翼を担う競争力ある産業として育成・振興することを目的とする関西広域農林水産業ビジョンを策定した。

(広域医療)

- 広域連合が主体となった相互補完を可能とする複数機のドクターへリによる運航体制を構築し、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に努めるなど、住民の「安全・安心」の確保に貢献した。
- 広域連合管内のDMA Tやドクターへリを活用した災害医療訓練の実施により、災害発生時の迅速かつ的確な初動体制の確保に努めるとともに、東日本大震災の経験をもとに、災害医療コーディネーターの養成を図るなど、急性期から中長期にわたって

第4号議案

円滑な医療提供ができる体制整備を進めた。

(広域環境保全)

- 関西独自のエコポイント事業の展開や夏・冬のエコスタイルキャンペーンの取組など、省エネ対策を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図った。
- 府県をまたがり広域的に移動し被害を与えていたカワウについて、「関西地域カワウ広域保護管理計画」を策定し、府県域を越えた鳥獣保護管理に取り組む体制を整備することで、関西地域の連携によるカワウ被害軽減に向けた取組を開始し、先進地域の手法を全域に拡大して成果が見え始めた。

(資格試験・免許等)

- 調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験実施・免許交付を一元的に実施し、事務執行の効率化と経費の縮減が図られた。

(広域職員研修)

- 政策形成能力研修及び団体連携型研修を実施し、職員間の相互理解及び人的ネットワークの形成とともに、職員の資質及び能力の向上につなげた。

(2) 国の出先機関対策

広域連合設立のねらいの一つである国の出先機関の移管については、国出先機関対策プロジェクトチームを設置し、積極的に取り組んできた結果、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の移管を内容とする「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されるに至った。

その後、政権交代によりその動向が不透明になる中であっても、地方分権改革を推進するため、政府の地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議の動向や、道州制に関する議論などを睨みながら、引き続き先導的なモデル事業としての国出先機関の「丸ごと」移管など、地方分権の推進を政府に強く主張してきた。

- 九州地方知事会とともに第1ステップとして、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の移管を国に求ることを決定
- 本部事務局に国出先機関対策プロジェクトチームを設置し、国との本格的な協議を開始
- 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定

(3) 広域課題への積極的な対応

広域連合は、関西全体として取り組むべき事務を主体的に担う特別地方公共団体として発足していることから、関西全体の利害調整を図るため、政策の企画調整や連絡調整事務に、以下のとおり積極的に対応してきた。

- アジアの国際物流圏・次世代産業圏を担う関西を実現するために、必要なインフラのあり方や基本的な考え方を示した「広域交通インフラの基本的な考え方」を策定するとともに、この考え方に基づく「広域インフラマップ（道路）」を作成
- 北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案に係る取組方針を決定
- 関西における望ましいエネルギー社会の実現に向け、エネルギーに関する取組の方針性や再生可能エネルギーの目標等を示した「関西エネルギープラン」を策定
- 夏冬の電力需給見通しの把握・検証を行うとともに、住民や事業者の着実な節電を

第 4 号議案

促進

- 関西イノベーション国際戦略総合特区に係る事業のさらなる推進を図るため、官民連携組織を一体化し、規制緩和等の実現に向けた戦略的な提案と国への働きかけを強化
- PMDA-WEST の開設や旧「私のしごと館」の無償譲渡の法改正をはじめとする国際戦略総合特区事業の着実な推進
- 経済団体と協働し、首都機能バックアップ構造の構築に関して国へ提言
- 大飯原発の再稼働問題に対し意見表明するなど、原子力安全対策に関する国や事業者へ申し入れ

3 今後の取組方針

設立 3か年の総括を踏まえ、関西広域連合広域計画（以下、「広域計画」という。）に盛り込む内容を明確にし、「成長する広域連合」としての今後の取組方針を定める。

(1) 広域事務

既存の 7つの広域事務をさらに充実させるとともに、「文化振興」や「農林水産業振興」といった新たな取組についても盛り込むなど、広域事務ごとの取組を、さらに拡充させ、着実に推進する。

(2) 国の出先機関対策（国の事務・権限の移譲）

府県域を越える唯一の特別地方公共団体として、自ら地方分権改革の突破口を開くために、引き続き国の出先機関の地方移管（いわゆる「丸ごと」移管）を求めていく。それのみならず、その事務・権限の一部であっても移譲を求めていくとともに、広域連合のこれまでの取組に関連し、今後の運用に必要があれば、本省権限、例えば国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限などについても、その移譲を迫る。

また、広域連合がそのまま道州に転化しないことは、広域連合設立に際しての前提となっているが、政府・与党を中心に道州制の検討が進められていることから、国主導の中央集権型道州制にならないよう、地方分権改革を推進する観点から国に提言していく。

なお、道州制においても国の出先機関の地方移管は前提となるはずであり、道州制の検討を口実に国出先機関改革が停滞するようなことがあってはならず、広域連合を受け皿に改革の早急な実現を求めていく。

(3) 広域課題への積極的な対応

関西全体の利害調整を図るため、関西全体として取り組むべき事務の企画調整、連絡調整に引き続き積極的に取り組むとともに、企画調整事務の主なものを広域計画に明示し、広く住民等への周知を図り、その説明責任を果たしていく。

※ 広域計画は、これらの事務を広域連合と構成団体が相互に役割分担して総合的かつ計画的に推進するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 の規定に基づき策定するものである。

第 2 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間とし、計画期間の満了年度に改定する。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、隨時改定する。

第3 広域計画の対象区域

広域計画の対象となる区域は、構成団体の区域とする。

ただし、鳥取県及び構成指定都市にあっては、広域事務を限って参加している事務があることから、参加しない事務にあっては当該団体を除いた区域を対象とする。

第4 広域連合が目指すべき関西の将来像

1 基本的な考え方

国際的に地域間競争が激化する中、アジア各国においても「広域経済圏」が誕生し、重点産業への大規模な投資など戦略的な取組が進められている。一方、国内に目を向ければ、人口減少社会の到来に伴い、圏域内の均衡ある地域形成を阻害する地域活力の低下が顕著になるなど、関西を取り巻く環境は大変厳しい状況である。

このような状況下にはあるが、関西は数多くの高いポテンシャルや各地域が持っている多様な地域特性に恵まれた圏域であり、これらの強みを結びつけることによって、国内外の圏域に対して優位性を高め、地域全体の発展にもつながっていく。

国際的な地域間競争に勝ち抜くため、世界的な大学・研究機関等の連携による産業クラスターの形成や世界的に価値のある歴史・文化遺産、多様な地域資源等を結びつけた観光ルートの設定など、「人」をひきつける関西の魅力を創造するとともに、これを支える基盤を構築し、「はなやか関西」をコア・コンセプトとする関西ブランドをオール関西として世界へ発信することにより、ハード・ソフト両面におけるアジアのハブ機能を担う。さらに、首都中枢機能のバックアップ拠点としての役割を果たしていくとともに、中央集権体制と東京一極集中を打破し、関西と関東の双方に政治、行政、経済の核が存在する「国土の双眼構造への転換」を目指した国土政策の一翼を担う新首都・関西を創造する。

また、圏域内の均衡ある地域形成を達成するため、高次都市機能の集積が関西の発展を牽引するだけでなく、周辺農村部等の文化や自然、農林水産業など各地の多様な資源や地場の営みを守り高め、都市と農村とが相互に恩恵を享受するとともに、安全・安心な地域づくりや環境問題へ積極的に対応してきたノウハウなども十分に活用することにより、地域全体が発展する関西を創造する。

以上により、広域連合が目指すべき将来像の基本的な考え方として、次の2点を定める。

- アジアのハブ機能を担う新首都・関西
- 個性や強みを活かし地域全体が発展する関西

(関西が持つ強み)

- 都市と農山漁村が近接し、都市と自然の魅力を同時に享受する地域
- 北は日本海、南は太平洋に面しており、圏域間の連携やリダンダンシー確保に資する複数の国土軸を形成する地域
- 空港や国際コンテナ戦略港湾等、交通・物流基盤の充実
- 首都機能を代替することに資する中枢的な施設の集積
- 伝統産業から先端産業まで多種多様なものづくり・サービス産業が立地する地域
- 世界屈指の科学技術基盤、世界的な大学・研究機関・医療施設の集積する地域
- 京都議定書誕生の地や、琵琶湖・淀川流域をはじめとした水資源の保全といった環境問題に積極的に取り組む地域
- 世界的に価値のある歴史・文化遺産が集積し、多彩な食文化に恵まれた地域
- 阪神・淡路大震災、東日本大震災での経験を通じた知見・ノウハウの蓄積 等

※ 「はなやか関西」とは、関西経済連合会が地域プランディングの考え方としてまとめた関西の魅力を伝えるためのコア・コンセプト。これに広域連合も連携し、統一イメージとして発信。

第4号議案

2 将来像

基本的な考え方に基づき、20年、30年先を見据えた将来像を次のとおり設定し、その実現を目指すとともに、地方分権改革の積極的な推進を図り、分権型の地方税財政制度の下、自らの政策を決定、実行できる「自立した関西」の構築に構成団体一丸となって取り組んでいく。

1 世界に開かれた経済拠点を有する関西

グローバル化に伴う地域間競争に打ち勝つため、関西の各地域の強みを束ね、弱みを補うことにより、関西全体で「人・モノ・情報」の流動化を図り、世界に開かれた西日本の経済拠点“関西”を目指す。

2 地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西

関西の都市と自然の魅力が同時に享受できる地域特性や高度に集積する環境関連産業のポテンシャルを基盤として、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入促進など、地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応を先導し、環境先進地域“関西”を目指す。

3 国内外にわたる観光・文化的交流拠点関西

世界に誇る観光資源や歴史文化遺産を活かし、さらに魅力を高めるとともに積極的に情報を発信し、国内だけでなく海外との地域間競争に打ち勝つ国際観光・文化圏“関西”を目指す。

4 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西

関西の防災に係る資源を活用し、そのネットワーク化を図ることにより、関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を目指す。

5 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西

関西の各地域の医療資源の有機的な連携により、特にドクターへリなど救急医療面で多重的なセーフティーネットを構築し、安全・安心の医療圏“関西”を目指す。

6 人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西

経済、環境、医療、観光等における関西の魅力を活かして人が集い、また、港湾や高速道路等の一体的な管理運営による物流コストの低減にも配慮した創造的基盤を構築し、人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点“関西”を目指す。

第5 実施事務の対応方針及び概要

広域で処理することによって住民生活や行政効果の向上又は効率的な執行が期待できる事務のほか、国からの権限移譲を受けることによって関西の広域的な課題を解決できる事務を広域連合で実施することを基本としつつ、構成団体の住民や議会の理解を得ながら、事務の範囲を拡充するなど、その時々の社会経済情勢の変動にも柔軟かつ戦略的に対応できる広域連合を目指すものとする。

具体的には、引き続き国の出先機関から事務・権限の移譲を受けることを念頭に置きながら、構成団体の協力の下、次のとおり7つの広域事務ごとに事務に取り組む。

なお、事務の実施にあたっては、人材育成や災害医療など7つの広域事務に共通する事業やまたがる事業、横断的な企画調整の推進など、事務局間の相互の緊密な連携を図る。

1 広域防災

将来の発生が懸念されている南海トラフ巨大地震、地球温暖化により発生頻度が増大し

ている風水害、そして新型インフルエンザ等感染症や口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病まん延の危険性の増大等により、住民の生命、身体、財産への脅威が高まっている。

こうした状況に的確かつ機動的に対応するため、『関西防災・減災プラン』に基づき、平成25年5月の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び国の対策大綱等を踏まえ、南海トラフ巨大地震への広域対応を中心に、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

(1) 大規模広域災害を想定した広域対応の推進

南海トラフ巨大地震等に対する構成団体・連携県の被害想定及び対策を検証し、救援・救護、物資の供給、広域避難等、広域調整が必要な具体的な対策について、必要に応じて国内外からの支援も視野に入れ、シナリオ化する。

原子力災害に対しては、原子力災害対策指針に基づき被ばく医療、放射線モニタリング等の必要な体制整備及びU P Z（緊急防護措置を準備する区域）以遠の対策の確立を図るとともに、原子力災害広域避難対策の実効性確保のため広域避難訓練を実施する。

これらの取組を踏まえつつ、『関西防災・減災プラン』と関西広域応援・受援実施要綱の絶えざる見直しを図る。

(2) 関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進

南海トラフ巨大地震等に対する広域応援・受援体制の整備のため、関西の広域防災拠点のネットワーク化による広域的・基幹的な物資の備蓄・集積・配送基盤を構築する。

(3) 防災・減災事業の推進

経済団体等と連携し、企業防災や帰宅困難者対策等の課題について協議の場を設定して、企業の主体的な取組を促進する。

関西広域応援訓練を長期的訓練計画に基づいて継続実施し、新型インフルエンザ等の危機事象に対応した新たな訓練を実施する。

総合的・体系的な研修実施により、防災担当職員等の災害対応能力を向上させるとともに、広域防災に関する諸課題に対応するため、構成団体の参加を得て、調査研究を行う。

【構成団体が行う事務】※当該広域事務に参加していない構成団体は除く（以下同様）

『関西防災・減災プラン』を踏まえ、大規模広域災害発生時には、救援物資、応援要員、広域避難などの応援・受援を行い、関西が一体となって災害対応にあたる。

また、平常時には、広域連合が実施する訓練、研修への参画や住民への普及啓発など、『関西防災・減災プラン』に定める防災・減災事業に取り組み、自らはもとより関西全体としての災害対応能力の向上を図る。

2 広域観光・文化振興

(観光振興)

関西には、千年を超える歴史・文化から、四季折々の素晴らしい多様な自然、さらに先端産業の集積まであり、あらゆる観光資源の宝庫となっている。

一方、国際観光が国内外で大競争時代に入り、各国・各地域が積極的な展開を見せる中、多様化するインバウンド市場に対応しながら、官民連携のもと、関西の持てる力を集約して文化と観光を振興する必要がある。

このことから、これらの関西の強みをトータルに、1つのブランドとして戦略的に海外に向けて発信する取組を展開し、あわせて、2020年に開催が決定した東京オリンピック・

第4号議案

パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021に向けた取組を推進するため、以下の重点方針に基づき取り組む。

(重点方針)

(1) 『関西観光・文化振興計画』の推進

関西を魅力ある観光圏としていくため、関西が一体となって戦略的に取り組むべき重点分野、事業、目標等を定めている『関西観光・文化振興計画』を推進するとともに、社会経済情勢等の変化など、必要に応じた計画の見直しを行う。

(2) 「KANSAI」を世界に売り込む

「アジアの文化観光首都」を目指し、国際観光圏「KANSAI」のブランドを世界に発信するため、「KANSAI国際観光YEAR」を継続的に展開し、文化振興との連携を図りながら、近年注目を集めているユネスコの世界遺産やジオパークなど、テーマやストーリーによって組み合わせた広域観光ルートの提案等について、関西の強みを情報発信するとともに、中国、韓国等東アジアと訪日観光が大幅に伸張している東南アジアなどに対しても海外観光プロモーションを展開する。

(3) 新しいインバウンド市場への対応

関西の強みでもあるヘルツツーリズムやエコツーリズム、ジオツーリズム、医療観光などの観光資源のプラッシュアップやPR、国際クルーズ船の寄港増に向けた周遊型ルートの提案、広域産業分野との連携による産業観光の充実など、様々な旅行形態に対応した観光誘客の展開を図るとともに、関西を一つのエリアとした発想によるMICEの取組強化を図る。

また、関西が誇るグルメ、アニメ、マンガ、コンテンツや、国際的なスポーツイベントなど、新しい観光需要に対応した情報を発信するとともに、ムスリム旅行者への対応など多様化に取り組む。

(4) 的確なマーケティング戦略による誘客

現地マーケットに必要となる組織的ネットワークや人的ネットワークの強化を図るとともに、関西の特徴が出るよう、海外から見て魅力のあるWEBやSNSの活用による口コミ情報を発信する。

また、中国、韓国、香港、台湾に加え、東南アジアなどについて、国別誘客を促進するとともに、統計調査により関西への外国人旅行客の動向等を把握し、戦略的な誘客につなげる。

(5) 安心して楽しめるインフラ整備の充実

外国人旅行客が安心して楽しめるよう、拡大するLCCへの対応を強化するなど、関西の空の到着口であり出発口である関西国際空港の魅力向上やWi-Fi環境の整備などを促進するとともに、通訳案内士（全国）の登録等事務を継続し、通訳案内士に関西地域の観光情報等を周知するなど、おもてなし・利便性の向上を図る。

また、外国人旅行客にやさしい観光案内表示を目指し、「観光案内表示のガイドライン」による案内表示を推進するとともに、地域の観光を支える人づくりを目指し、地域が力を発揮できるよう地域の既存イベントなどを活用・連携する。

なお、「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設については、国の制度改革等の動向

を見極めながら検討を深める。

(6) 推進体制の充実

世界に「KANSAI」を売り込む旗振り役として、また、インバウンド事業を効果的に推進するためには、官民連携が重要であり、必要な財源の確保や人材、組織等推進体制の充実を図る。

【構成団体が行う事務】

各地域の強みを活かした観光ルートの設定や観光プロモーションを行うとともに、広域連合による観光統計調査の結果活用や広域連合が策定したガイドラインによる統一された観光案内表示の導入を促進する。

(文化振興)

関西には、日本を代表する世界遺産や1,400年の歴史に裏打ちされた伝統芸能・祭礼から現代芸術に至るまで、内外の多くの人々を魅了する文化資源が数多く存在する。広域観光資源としての魅力を向上させ、関西への誘客を進めるためには、個別の文化資源やコンテンツの輝きを守り、さらに向上させ、内外に発信し、次世代に継承・発展させるなどの文化振興の施策がますもって基層となる。

日本文化のルーツである関西の文化の振興と発信力を一層高めるとともに、2020年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021などの開催に向け、戦略的な発信力の強化に努めるなど、関西をこれまで以上に、わが国の文化の中心とすべく「文化首都・関西」の実現を目指し、さらに、世界を視野に「アジアの文化観光首都」としての発展を目指すため、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

(1) 関西文化の振興と内外への魅力発信

関西が持つ豊かな文化資源とその持つポテンシャルの大きさを活かすため、「関西文化」の認知度とブランド力の向上に向けた取組とともに、豊富な文化資源のプロデュースによる効果的な魅力発信を行う。

(2) 連携交流による関西文化の一層の向上

関西文化の魅力を広域的な視点で内外に発信し、ブランド力の向上を図るなど、構成団体間や官民の連携交流を通じて、観光や産業振興など、他分野への波及も視野に入れた関西文化の一層の向上を図る。

(3) 関西文化の次世代継承と人材育成

構成団体における固有の施策の内容も踏まえ、関西文化の未来を担う若者や子どもたちをターゲットとした「関西文化」の魅力発信と文化の継承とともに、関西の文化力を支える人材の育成に取り組む。

(4) 情報発信・連携交流支援・人づくりを支える環境（プラットフォーム）づくり

関西全体のブランド価値を高め、観光との連携による広域的な誘客効果を地域振興に確実に波及させるため、行政や様々な分野の専門家、関係機関等の協働により、関西文化の振興策を検討・提案するプラットフォームづくりを進める。

【構成団体が行う事務】

文化振興指針「『文化首都・関西』ビジョン」の方向性を共有し、「情報発信」「連携交流支援」「人づくり」を支える仕組みへの参画等を通じて、広域的な視点から関西文化の振興に一体となって取り組む。また、各地域の個性あふれる歴史・文化資源の保存・継承等については、地域の個別実情も踏まえ、構成団体を中心に引き続き施策を進める。

3 広域産業振興

(産業振興)

地域間競争が激化し、アジア諸国が大規模な投資や重点産業への戦略的な取組を進める一方で、国内においては、人口や経済機能、産業基盤の東京へのさらなる一極集中等を背景に関西産業の空洞化も進んでおり、関西の求心力低下が続いている。しかし、関西には、2,000万人超の人々が暮らし、その経済規模はオランダ一国と比肩しうる域内総生産を誇る。また、成長が著しいアジア諸国とのつながりが強いという特徴もある。さらに伝統工芸品から最先端製品に至るものづくり産業や各種サービス産業など、多様な産業が集積するとともに、環境・エネルギー・ライフサイエンス関連分野においてわが国を代表する先端産業や大学・科学技術振興の拠点が立地し、空港、港湾、鉄道等の産業インフラ面でも国内有数の基盤が整備されている。

こうした関西経済の特徴・ポテンシャルを最大限に活かし、『関西広域産業ビジョン2011』で示した「日本とアジアの結節点となる」「日本の成長を牽引する東西二極の一極を担う」「地域の魅力を支える豊かな生活圏を形成する」の3つの将来像の実現を目指に、構成団体と一体的な取組を展開するとともに、関係機関とも適切な分担と密接な連携を行い、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

(1) 世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化

グリーン・イノベーション分野やライフ・イノベーション分野などの関西が強みを持つ成長産業分野において、各拠点間ネットワークの形成等を通じ、ポテンシャルを最大限発揮するとともに、特区制度の活用など既存の枠組みを超えた取組を実現し、国際的な研究開発拠点として、世界のセンター機能を果たす。

(2) 高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化

関西が日本の成長を牽引するためには産業基盤の強化が必要であり、その中核をなす中堅・中小企業等の国際競争力の強化をはじめとした成長支援が極めて重要である。

そのため、様々な業種やステージにある中堅・中小企業等に対し、広域による技術支援や知的資産経営の導入支援等により経営基盤を強化し、成長産業への参入促進を促すとともに、各地域の一際光る技術や人材等経営資源を相互補完し強化するため、府県域を越えたマッチングなど支援機能の整備を通じて、成長を支援する。

(3) 「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化

関西が多くの人々を引きつけ得る、安全・安心で豊かな生活圏を形成するためには、強みや魅力を有する地域としてのイメージ、すなわち関西ブランドを確立し、認知されることにより、国内外から資金や人材を呼び込み、関西に持続的な経済発展をもたらすことが重要である。

このため、関西のポテンシャルを活かして地域全体の魅力を高め、アジアを代表する集客・交流エリアとして多くの人を呼び込むとともに、域内企業の海外への市場展開を拡大する必要がある。

ものづくりやコンテンツ分野への取組だけではなく、例えば、文化については、経済成長の一翼を担う新たなイノベーションを起こすための資源として積極的に活用し、戦略的な取組やプロモーションを展開することで、アジア地域を主たるターゲットに「関西ブランド」の確立を目指すとともに、ブランドの活用を通じた地域の活性化を推進する。

(4) 企業の競争力を支える高度人材の確保・育成

前記3つの重点方針を推進する上で、高度人材の育成や確保は極めて重要であり、とりわけ、アジア等海外市場への展開を担う高度なコミュニケーション能力を備えた人材や、イノベーション創出環境向上の観点からの理工系人材の確保・育成が不可欠である。関西においては、多数の高等教育機関等が立地し、留学生を含む多くの学生が集まっており、人材交流の促進による「知のシナジー効果」が期待できる。

そのため、グローバルな産業競争力の向上に向けて、大学や産業界の協力の下、優秀な留学生の受け入れと活躍の場を提供するとともに、国内の学生を中心とした人材育成を図ることにより、市場ニーズに対応した高度産業人材の確保・育成とともに受け皿の確保を推進する。

【構成団体が行う事務】

『関西広域産業ビジョン2011』を共有し、広域連合の一員として一体的な取組を展開するとともに、各地域の特徴や実情を踏まえた事業や構成団体の区域内経済の活性化を目的とする事業は、引き続き構成団体が実施する。

(農林水産業振興)

生産者所得の減少や不安定化、就業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、水産資源の悪化といった多くの課題を抱える。

しかし一方で、関西は古くから日本の政治・文化の中心地として栄えてきたことに伴い、域内では特色ある多様な農林水産業が発展し、世界に誇る伝統ある食文化を支えてきた。また、豊かな自然に恵まれた中山間地域と大都市周辺の農山漁村で、それぞれ地域の特性を活かした第一次産業が営まれている。

こうしたメリットを活かし、農林水産業を関西の産業分野の一翼を担う競争力ある産業として育成・振興するため、「歴史と伝統ある関西の食文化を支える農林水産業」、「異業種と連携した競争力ある農林水産業」、「都市と共生・交流する活力溢れる農林水産業・農山漁村」、「多面的機能を発揮する関西の農林水産業・農山漁村」の4つの将来像の実現を目指し、構成団体及び関係機関と連携を図りながら、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

(1) 地産地消運動の推進による域内消費拡大

「まず、地場産・府県産、なければエリア内産」を基本に、食育による啓発、学校給食での利用促進、直売所間の連携促進等により、生産者と消費者の相互理解とエリア内産農林水産物の域内消費拡大を進める。

(2) 食文化の海外発信による需要拡大

伝統ある関西の食文化を海外に普及することで、それを支える関西の農林水産物の海外における需要拡大を図る。

(3) 国内外への農林水産物の販路拡大

プロモーション実施など、広域ならではのスケールメリットを活かした効果的な情報発信により、国内外への販路拡大を図る。

(4) 6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化

広域での農林水産業と異業種・異分野とのマッチング等により、府県域を越えた6次産業化や農商工連携を促進し、農林水産物を活用した新たな商品開発や販路開拓を進めることで競争力の強化を図る。

(5) 農林水産業を担う人材の育成・確保

後継者はもとより、都市住民等の新規参入、法人経営体への就業促進など、多様な就業者の育成と確保を図る。

【構成団体が行う事務】

『関西広域農林水産業ビジョン』を共有し、広域連合の枠組みにおいて実施する事業に対し、その一員として取り組む。各地域の特徴や実情を踏まえたものについては、引き続き構成団体が実施する。

4 広域医療

広域救急医療連携を推進するため、「ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実」や、東日本大震災の課題を踏まえた「広域災害医療体制」の整備・充実に構成団体と連携して積極的に取り組んできており、今後、さらに推進を図る必要がある。

また、周産期医療や専門医療分野をはじめ、適切な医療を提供できる体制の確保がますます重要となるとともに、広域防災分野と連携した緊急被ばく医療への対応も必要となっている。

今後、引き続き、関西全体を「4次医療圏」と位置づけ、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指し、関西地域の資源を有機的に連携させることにより、府県域を越えた広域救急医療体制の充実、強化を図るために、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

(1) 『関西広域救急医療連携計画』の推進

「広域的なドクターヘリの運航体制の構築」や「災害時における医療連携体制の構築」など、関西の府県域を越えた広域救急医療連携のさらなる充実に向け、『関西広域救急医療連携計画』の推進を図るとともに、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指し、新たな広域連携課題への対応を盛り込んだ次期連携計画を策定する。

(2) 広域救急医療体制の充実

関西における広域救急医療体制のさらなる充実に向け、ドクターヘリによる救命効果が高いとされる「30分以内」での救急搬送体制の確立や、搭乗医師をはじめとした救急医療人材の育成を図るとともに、周産期医療における円滑な医療提供に向けた検討など、広域連携をさらに進める。

(3) 災害時における広域医療体制の整備・充実

南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害発生時に迅速かつ円滑な医療が提供できるよう、被災地医療を統括・調整するリーダー人材のさらなる養成や資質の向上を図るとともに、府県域を越えた広域による実践的な訓練の実施により、災害医療体制の構築を図る。

また、広域防災分野とも連携を図りながら、緊急被ばく医療における広域連携のあり方を検討する。

(4) 新たな連携課題に対応した広域医療体制の構築

高度専門医療分野や薬物乱用防止対策などの新たな広域医療連携課題について、調査・研究及び広報を実施する。

【構成団体が行う事務】

『関西広域救急医療連携計画』や次期連携計画を踏まえて、構成団体間での救急医療等を推進するとともに、府県域を越えた広域的な課題解決に向けた支援・協力をを行う。

また、広域的なドクターヘリの運航体制の構築に向け、基地病院や消防機関など、地元関係者等の調整への支援・協力をを行う。

5 広域環境保全

関西は、多様な都市と農山漁村、自然が適度に分散し、しかも、一体的なつながりを確保する中にあって、比較的隣接していることから、それぞれの個性や特性を活かしたより高度な生活や産業活動を構築できる可能性がある。

さらに、京都議定書誕生の地であることや、今や全国に広まった夏の「関西エコスタイル」をはじめとする地球温暖化対策、琵琶湖・淀川流域をはじめとした水資源の保全といった環境問題に積極的に取り組む地域であることも、関西が持つ強みである。

こうした中、地球温暖化をはじめとする環境分野における広域的課題に対応し、東日本大震災を教訓とした、持続可能な社会づくりが求められている。

こういった強みや教訓を活かし、「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」を目標に掲げ、以下の重点方針に基づき取り組む。

<重点方針>

(1) 『関西広域環境保全計画』の推進

関西の環境保全分野について、目指すべき方向や取り組むべき施策のあり方等を定めた『関西広域環境保全計画』を推進する。

(2) 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進

原発への過度の依存が見直される中で、太陽光やバイオマス資源等を活用した再生

第4号議案

可能エネルギーの導入促進を図る。あわせて、暮らしや産業活動の低炭素化・省エネルギー化に係る啓発、関西スタイルのエコポイント事業の運営、カーボン・クレジットの取組及び電気自動車の普及促進など、広域的な取組を行うことにより、温室効果ガスの削減を図る。

(3) 自然共生型社会づくりの推進

深刻化するニホンジカ、カワウなどの野生鳥獣被害に対して、広域的なモニタリング調査等を踏まえた効果的対策のモデル実施などにより被害防除対策を推進する。

また、各地域の生物多様性情報を博物館ネットワーク等の活用により共有するほか、広域の視点で貴重な自然を見出す中で、流域を単位とした広域的な取組により豊かな生態系がもたらす恵みの維持・向上を図る。

(4) 循環型社会づくりの推進

マイバッグ持参運動の取組をはじめとする、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の取組により、ライフスタイルの転換を図るとともに、広域的な廃棄物対策などの課題も踏まえながら循環型社会形成に向けた取組を推進する。

(5) 環境人材育成の推進

地域特性を活かした交流型環境学習や、幼児期の気づきや感動を大切にした環境学習の推進、関西の環境まちづくりの発信などを通じ、自ら行動し、発信できる環境人材の育成を図る。

【構成団体が行う事務】

『関西広域環境保全計画』を踏まえ、広域連合が実施する温室効果ガスの排出削減や廃棄物の発生抑制に向けた啓発などの取組への支援・協力や、広域連合が方向性を示す野生鳥獣保護管理などに関して、構成団体の実状を踏まえた統一的な取組を推進する。

また、広域連合が実施する実践により自ら発信する環境人材育成等の推進に関して、構成団体が自ら率先して地域の実状に応じた取組を推進する。

6 資格試験・免許等

府県ごとに実施してきた調理師法に規定する調理師、製菓衛生師法に規定する製菓衛生師及び保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設及び准看護師養成所に係る事務を除く。）並びに調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務を集約したところである。

今後は、以下の重点方針に基づき、事務の一元的な実施・管理により効率的に取り組む。
（重点方針）

(1) 資格試験・免許等事務の着実な推進

平成25年度から広域連合で実施している調理師、製菓衛生師及び准看護師の資格試験・免許等事務を着実に実施する。

(2) 処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討

処理する資格試験・免許等事務の拡充を検討し、事務の一元化を図ることで、さらなる事務処理の効率化を目指す。

【構成団体が行う事務】

調理師、製菓衛生師及び准看護師の試験、免許交付等を広域連合が実施するにあたり、構成団体において受験願書の配布、広報等に関する支援を行う。

7 広域職員研修

広域連合における分権型社会の実現を推進するためには、職員が構成団体内にとどまらず、“関西”という幅広い視野で広域課題に取り組むことができる能力を身に付けることが重要である。また、広域連合の事業を円滑に行うためには職員間の交流を活発にする必要があるとともに、研修の合同実施による事業の効率化という視点も意識しながら事業実施を進めていく必要がある。

今後は、以下の重点方針に基づき、効果的・効率的な研修に取り組む。

〈重点方針〉

(1) 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上

関西における共通の政策課題等をテーマとした政策立案研修、各団体が主催する特色ある研修に他団体職員が受講できる機会を設ける取組（団体連携型研修）を行い、構成団体職員の資質及び能力の向上を図る。

(2) 構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成

政策形成能力研修における合宿や、団体連携型研修におけるグループワークを通じ、各団体の地域性、考え方等を理解し合い、広範な人脈づくりを行うことにより、広域連合における事業推進に資する。

(3) 研修の効率化

構成団体が共通して実施している専門能力を養成する研修やセミナーについて、インターネットを活用し複数の会場で各団体の職員が一斉受講する取組等、研修の合同実施により事業の効率化を図れるものについて検討を行い、実現化を図っていく。

【構成団体が行う事務】

広域連合が行う合同研修との機能分担を図り、独自の体系のもとでそれぞれ職員の研修を実施するとともに、職員を広域連合が実施する合同研修に参加させることにより、職員の能力の向上を図る。

また、広域連合が合同研修を実施する際には、広域連合及び構成団体間で役割分担をしつつ、支援を行う。

8 その他広域にわたる政策の企画調整等

(1) 広域にわたる政策の企画調整

1～7に定めるもののほか、第4に定める「広域連合が目指すべき関西の将来像」の実現に向け、構成団体の協力の下、関西を生涯スポーツの先進地域として発信する関西ワールドマスターズゲームズ2021や関西マスターズスポーツフェスティバルへの支援など、関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務を引き続き積極的に行う。

なお、引き続き一定の組織体制の下、取組を進めるものについては、以下のとおりである。

① 広域インフラのあり方

関西全体の発展に必要な広域インフラについて、関西大都市圏の実現、地域を総合的に活用できる最低限のインフラ、大規模地震など、自然災害等への備えを柱と

第4号議案

する「広域交通インフラの基本的な考え方」も踏まえ、関西主要港湾の広域的な連携や、リニア中央新幹線の全線同時開業に向けた取組などの検討を行う。

② エネルギー政策の推進

「関西エネルギープラン」に基づき、低廉で安全かつ安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進、再生可能エネルギーの積極的導入、エネルギー関連技術の開発等の促進のため、構成団体の実施事務及び関係する広域事務と連携して、効果的な施策の調整、有意義な情報の発信、国への提案などに取り組む。

③ 特区事業の展開

規制緩和等の実現に向けた戦略的な提案と国への働きかけの強化や、産学連携の強化（大学等研究機関や科学技術基盤などとのネットワーク構築・関係緊密化）を図るとともに、特区事業の広域連合内での展開（産業界、特区外地域との相互連携）に取り組む。

このほか、一定の組織体制を設けて対応する必要が生じた新たな広域課題についても、政策の企画及び調整に関する事務として取り組む。

(2) 地域の振興計画の策定及び実施

都市と農村の交流などの地域活性化のあり方など、新たな広域行政課題が発生し、これに対してより計画的な対応が必要となった場合、広域連合の区域内における地域の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務を行う。

9 事務の順次拡充

設立当初から処理している事務の拡充のほか、新たに処理する本格的な事務、国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する構成団体の事務を広域連合に移管して実施できるようになるとともに、都市と農村の交流などの地域活性化策、大学間連携などの高度人材育成・確保策、統計・情報分析、行政委員会事務の共同化、公設試験研究機関の連携の強化、国道及び河川の一体的な計画、整備及び管理など、基本方向や可能性を検討する。

第6 国の事務・権限の移譲

第4に定める「広域連合が目指すべき関西の将来像」を実現するには、関西が全国に先駆けて地方分権改革の突破口を開き、広域連合が自ら政策の優先順位を決定・実行できる関西を創り上げていく必要がある。

そのためには、出先機関をはじめとする国の事務・権限の移譲を通じた国と地方の二重行政の解消、府県域を越える広域行政の一元化が必要となる。

1 国の出先機関の地方移管

引き続き、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関の‘丸ごと’移管を求めるとともに、3機関をはじめとした国出先機関の事務・権限の一部であっても移譲を求めていく。こうした取組や7つの広域事務をはじめとした取組を通じて、少しでも実績を積み重ねることで、広域連合が国の出先機関の受け皿となり得ることを実際に示し、最終的には地方分権改革推進委員会の第2次勧告で見直しの対象となつた8府省15系統の国の出先機関の地方移管を目指す。

また、こうした取組においては、全国知事会や他のブロックなどとも連携を図っていく。

第4号議案

2 国の事務・権限の移譲

これまで広域連合が関西全体の方針や全体最適を示すべく、構成団体の利害を調整し、積極的に対応してきた実績をもとに、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限や社会資本重点整備計画に基づく近畿ブロックの社会資本重点整備方針の策定事務など、地方に委ねるべき国の事務・権限（本省権限を含む）の移譲を積極的に求めていく。

3 国の道州制検討への対応

広域連合がそのまま道州に転化しないことは、広域連合設立に際しての前提となっているが、政府・与党を中心に道州制の導入に向けた検討が進められていることから、国主導で中央集権型道州制を一方的に押し付けられることにならないよう、これまでの道州制のあり方についての調査・検討などに基づき、地方分権改革を推進する観点から国に提言していく。

第7 広域連合のあり方

広域計画の実施にあたって、住民、市町村及び民間等との連携強化を図り、関西全体の広域行政を担う責任主体として取り組んでいくとともに、成長する広域連合としての今後の方針について示す。

1 住民、市町村及び民間等との連携

(1) 住民に対する情報発信

広域連合は、2,000万人を超える住民を擁する広域自治体であり、ドクターへリの救急搬送による迅速かつ円滑な医療の提供をはじめとする広域救急医療体制の充実など、住民と密接不可分な事務を実施するとともに、今後、国から事務・権限の移譲を受けることにより、住民に密接な事務の増加が想定される。

こうしたことから、域内の住民に対し、広域連合のメリットや取り組んでいる様々な広域事務の情報発信を行い、住民理解を促進していく必要がある。

そのため、メリットを実感してもらえる「見える化」の手法を検討し、域内住民に対し、7つの広域事務を中心とする現在の取組や、近畿地方整備局など、国の出先機関の移管を受けた将来の広域連合がもたらす成果などの情報を構成団体と連携して発信する。

(2) 構成団体内市町村との情報共有

構成団体の区域には、約200の市町村があり、南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定した広域連合、府県、市町村の具体的な対応のシナリオ化など、市町村と連携した事務を実施するとともに、国から事務・権限の移譲を受けたり、新たな事務を実施する際には、市町村の実施する事務との調整が必要になる。

こうしたことから、構成団体はもとより住民に最も近い市町村ときめ細かに情報共有を図り、信頼関係を構築していくことが極めて重要である。

そのため、構成団体内市町村に対し、国からの事務・権限の移譲なども見据えた広域連合の取組について、市町村理解の醸成を図る「意見交換会」の定例開催などを実施し、情報共有を図る。

(3) 官民連携による推進

関西は、国際的な地域間競争にさらされており、官民一体となった戦略的取組が不可欠であることから、官民それぞれの得意な領域での積極的な活動はもちろん、広域連合

第 4 号議案

の取組については、民間の創意工夫やノウハウ、経験を活かしながら、関西が持続的な競争力を確保できるよう、さらなる官民連携を進めていく必要がある。

そのため、「はなやか関西」をコア・コンセプトに、魅力ある関西のエリアイメージを高める関西ブランド事業を展開するなど、官民が連携した効果的な情報発信等の取組を引き続き推進する。

また、平成 25 年度に設置した「関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局」のように、官民一体となって推進体制の強化を図る必要がある場合には、簡素で効率的な執行体制の原則の下、「官民連携組織」の設置も検討し、推進を図る。

2 広域連合の今後の方針

広域連合は、構成団体の長を担当委員として設置した広域連合委員会が、全委員の合意を原則とし、広域連合議会とともに、関西全体の広域行政を推進している。また、事務の遂行にあたっては、住民や学識経験者等で構成する広域連合協議会からの意見等を踏まえ、取り組んでいる。

こうした体制を基本に、住民等への説明責任を果たすことはもとより、引き続き、行政評価制度による政策目標・指標の P D C A サイクルを実施し、広域行政運営及び施策の企画・立案に活用していく。

また、広域計画に掲げた政策の点検にあたり、広域連合協議会有識者分科会などの既存組織の活用や外部機関による監査体制の構築を検討するとともに、国の事務・権限が大幅に移譲された際には、ガバナンスの強化についても検討していく。

さらに、将来の関西における広域行政システムのあり方について、自ら評価・検討するとともに、連携団体である奈良県、福井県及び三重県の広域連合への全面加入又は一部加入を促進し、関西全体での権能・事業執行力の強化を目指す。

第 8 計画の推進

広域計画と分野別計画の一体的推進に取り組み、7つの広域事務間の連携を図りながら、具体的な事業を実施する。また、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じた見直し等を行うとともに、広域計画の改定年度ごとに、必要に応じて連合委員の事務分担の見直し等を行う。

